

- 内容をご確認のうえ、黒色のボールペン(消せるボールペンは不可)ではっきりとご記入ください。
- 書き損じた場合は、訂正箇所に二重線を引き、その上にご訂正印をご捺印のうえ訂正してください。
(注)提出書類には、修正液等は使用しないでください。



- 届出人ご本人さまにてご記入・ご捺印ください。

本紙ご提出にあたってのご留意点

- 戸籍謄本や印鑑証明書等をあわせてご提出ください。

添付書類の詳細につきましては、同封しております『相続手続の手引』内P.5
「『相続手続に関する届出書・依頼書』のご提出にあたって」をご確認ください。

《表面》

記入項目

A ご記入日

B 被相続人

お亡くなりになったお客さまのご住所・ご氏名(フリガナ)・生年月日・ご逝去日をご記入ください。

C 届出人(相続人・代理人)

届出人となる相続人、もしくは代理人のご住所・ご氏名(フリガナ)・被相続人との関係・電話番号・印鑑証明印(実印)※をご記入・ご捺印ください。

※印鑑証明印(実印)について

届出人・依頼者が当社に証券口座をお持ちの場合は、「印鑑証明印(実印)」欄に当社のお届出印をご捺印いただくことで、本書ご提出の際は印鑑証明書のご提出を省略することができます。(お届出印不要の証券口座を除く)

今後の相続手続につきましては印鑑証明書のご提出が必要となります。

D ご相続方法

現時点で当てはまる相続方法にチェック☑してください。

相続に関する届出書・依頼書

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

A 記入日

1 死亡届 兼 特定口座開設者死亡届出書・非課税口座開設者死亡届出書・未成年者非課税口座開設者死亡届出書
非課税貯蓄・特別非課税貯蓄者死亡届出書

私は、本書と死亡の事実を証明する書類により、下記の被相続人の死亡を届出ます。また、被相続人口座が「特定口座」、「NISA(非課税)口座」、「ジュニアNISA(未成年者非課税)口座」、「非課税貯蓄口座」、「特別非課税貯蓄口座」を契約していた場合は解約を届出ます。

B (死亡時における当社お届出住所)

被相続人	ご住所 (フリガナ)	生年月日	西暦	年	月	日
	ご氏名	ご逝去日	西暦	年	月	日

C (〒 -)

届出人 (相続人・代理人)	ご住所 (フリガナ)	印鑑証明印(実印)	
	ご氏名		
	被相続人との関係		電話番号

【特定口座開設者死亡届出書】
相続特別措置法第37条の11の3第1項又は第2項の規定を受けている特定口座開設者が死亡したため、相続特別措置法施行令第25条の10の8の規定により、この旨届出ます。
【非課税口座開設者死亡届出書】
相続特別措置法第9条の5及び同法第37条の14第1項から第4項までの規定を受けている非課税口座開設者が死亡したため、相続特別措置法施行令第25条の13の5の規定により、この旨届出ます。
【未成年者非課税口座開設者死亡届出書】
相続特別措置法第9条の9第1項及び第37条の14の2第1項から第4項までの規定を受けている未成年者口座開設者が死亡したため、相続特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて適用する第25条の13の5の規定により、この旨届出ます。
【非課税貯蓄者死亡届出書】
非課税貯蓄の適用を受ける者が死亡したため、所得税法施行令第46条第1項の規定によりこの旨届出ます。
【特別非課税貯蓄者死亡届出書】
特別非課税貯蓄の適用を受ける者が死亡したため、相続特別措置法施行令第2条の4第3項において準用する所得税法施行令第46条第1項の規定により、この旨届出ます。

2 ご相続方法

D 相続方法について

<input type="checkbox"/> 遺言書がある	<input type="checkbox"/> 遺言書や分割協議書はない
<input type="checkbox"/> 分割協議書を作成する(予定)	<input type="checkbox"/> 戸籍上の法定相続人がいない
<input type="checkbox"/> 審判・調停となる(予定)	<input type="checkbox"/> 家裁へ限定承認手続をする(予定)
<input type="checkbox"/> 未定	

裏面 3 4 もご記入・ご確認ください

8110-0378(24.01)社内[保存:口座開設後永年]

《裏面》

記入項目

E 残高証明書等発行依頼書（相続用）および準確定申告用ご参考資料

発行要否にチェック☑してください。「必要」にチェック☑した場合は、①②欄もご記入・チェック☑してください。

表面で記入された届出人以外の宛先へ発送を希望される場合には、③～⑤欄をご記入・ご捺印ください。

※残高証明書の送付先は原則、印鑑証明書のご住所をご記入ください。

※ご希望部数が記入されていない場合は、1部作成いたします。

F 被相続人口座で作成された交付物について

送付先について、いずれかご希望の送付先にチェック☑してください。

※チェック☑がない場合は、表面で記入された届出人宛に発送します。

なお、相続手続完了後も、状況により交付物が届く場合がございます。あらかじめご了承ください。

3 残高証明書等発行依頼書（相続用）および準確定申告用ご参考資料

残高証明書は被相続人さまのご逝去日現在で作成いたします。
準確定申告用ご参考資料は被相続人さまの特定口座についてご逝去年度基準（過年度は除く）で作成いたします。
※ご逝去日以降のお取引が記載される場合がございますのでご注意ください。

発行要否	<input type="checkbox"/> 必要 ※下記①②欄をご記入・チェック☑してください	<input type="checkbox"/> 不要 ※以降のご記入・ご捺印は不要です
①ご希望部数	部	<input type="checkbox"/> 直近のお預り明細のお知らせも併せて希望する
②送付先	<input type="checkbox"/> ①欄 死亡届の届出人に発送してください ※以降のご記入・ご捺印は不要です	
	<input type="checkbox"/> 下記の届出先に発送してください ※ご氏名・ご住所等(③～⑤)欄もご記入・ご捺印ください	
③ご住所	(〒 -)	
(フリガナ)		⑤印鑑証明印(実印)
④ご氏名		
⑥被相続人との関係	⑦電話番号	- -

4 被相続人口座で作成された交付物について(送付先指定依頼書)

本書の届出以降に被相続人口座で作成される「取引残高報告書」、「年間取引報告書」、「支払通知書」、「運用報告書」等の交付物について、当社からお送りする送付先をご記入ください。チェック☑がない場合は、死亡届における届出人に送ります。

送付先	<input type="checkbox"/> ①欄 死亡届の届出人に発送してください
	<input type="checkbox"/> ②欄 残高証明書の交付者に発送してください
本書届出以前の交付物	<input type="checkbox"/> ご逝去日から本届出以前に被相続人口座で作成された「取引残高報告書(注)」「年間取引報告書」「支払通知書」「運用報告書」がある場合、上記送付先にお送りします。ご希望されない場合はチェック☑してください。 (注)「取引残高報告書」についてはご逝去日から本届出日前月末基準の「顧客口座元帳(兼保護預り有価証券明細簿 兼顧客勘定元帳 兼取引残高報告書(控))」に替えてお送りする場合があります。

社用欄

被相続人お取引店	被相続人口座番号	被相続人マルチ口座番号(口なし)	依頼者口座番号	死亡届受理日

残高証明書について

残高証明書は相続財産を把握していただくための書類です。

- 相続税申告の参考として、残高証明書に記載されている残高の参考価格を記載した「相続参考価格のご案内」を作成いたします。
- ご逝去日以外の基準日での作成を希望される場合は、別途発行依頼書のご提出が必要になりますので、相続事務センターまでご連絡ください。
- 当社の残高証明書発行手数料は無料です。
- 以下の場合は通常よりも作成に日数を要します。
 - 被相続人さまが上場株式等を保有されており、お亡くなりになった月と同一の月にご依頼された場合(上場株式等の月中平均評価額を算出するため、翌月の作成となります)
 - ご提出いただいた公的書類等に不備・不足がある場合

詳細は同封しております「相続手続の手引」をご確認ください。
ご不明な点がございましたら、相続事務センターまでご連絡ください。

0120-78-3234 (受付時間:平日9:00~17:00)

*三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)はMUSビジネスサービス(株)および共同印刷(株)に事務手続を委託しております。